

CLAIR SUMMARY

英国の地方財政 その未来

～ロンドン大学T.トラバース教授 講演～

CLAIR SUMMARY NUMBER 005 (JANUARY18, 1996)

**Council of Local Authorities for
International Relations**



財団法人 **自治体国際化協会**
調査部

〒102 東京都千代田区霞が関ビルディング19階

TEL 03-3591-5483 FAX 03-3591-5346

目 次

はじめに	-----	1
1 背景	-----	2
2 近年の動向-- コミュニティ・チャージの導入まで	-----	3
3 最近の動向-- カウンシル・タックスの導入以降	-----	4
4 短期的視点からの問題点	-----	5
5 RSG（地方交付金）-- 1995年度決定額	-----	6
6 RSG（地方交付金）に対する地方団体の対応	-----	6
7 中央と地方の予算比較		
地方政府は果たして公平に扱われているか？	-----	7
8 SSA（標準支出評価）について	-----	7
9 地方税の長期的展望	-----	8
10 地方財政の将来	-----	9
11 地方政府の将来	-----	10
付録 地方財政にかかる法律について（1979年～1992年）	-----	12

はじめに

英国の地方財政は、サッチャー内閣以来、強制競争入札の導入、ポール・タックスの導入・廃止、ビジネス・レイトの国税化、カウンシル・タックスの導入など、ここ数年、大きな変革の波の中にある。そのような状況の中で、本年（1995年）5月の地方選挙では、国政与党である保守党が惨敗した。来年（再来年）に国政議員の選挙を控え、現在、労働党から、また、保守党からも、地方財政の改革についての議論が盛んになされているところである。

ロンドン事務所では、本年7月に、ロンドン大学のT.トラバース博士に「地方財政 その未来」という演題で、講演をお願いした。地方財政に関する概説に始まり、今後の動向に対する考察まで、非常に興味深い講演であり、ここにその要旨を報告したい。

この講演には、ロンドン事務所職員の他に、在ロンドンの地方事務所や日本大使館の職員、留学中の学者の参加があった。

本レポートは、ロンドン事務所調査員ジョセフィン・ブロワの協力のもと、稲沢克祐所長補佐（群馬県）が翻訳に当たった。

なお、T.トラバース博士は、地方財政制度の専門家で、英国下院教育科学委員会のアドバイザーなどの要職を歴任している。主な著書に、"Politics of Local Government and Finance(1987)"、"The London Government Handbook(1988) (編著)" が挙げられる。

英国の地方財政 その未来（トニー・トラバース博士講演）

1 背景

英国における地方税の起源は、13、14世紀にまでさかのぼることができる。ある地域でサービスを受ける住民は、その所有財産に応じて、そのサービスのコストを支払わなければならない、という考え方で、古くは、13世紀にケント州のテムズ河畔の住民が、防波堤の建設費を所有財産の価額に応じて負担した、という記録がある。財産税が初めて明文化されたのは、1601年のエリザベス救貧法である。これにより、パリッシュは、財産を有するすべての人々からお金を徴収して貧しい人々のために支出できることが、法律により認められたのである。ここに、財産税と社会福祉のごく初期の形態を認めることができる。

19世紀を迎え、産業革命により発展を遂げたイングランドの都市では、都市を都市として持続させることの必要性が市民の間で叫ばれるようになった。その結果、19世紀になると、大都市の多くが、国会によってバラ (borough)になることを認められ、地方団体となった。そして、レイトを課すようになった。これは、道路照明、道路維持、警察などすべてのサービスの財源となるものであった。

また、19世紀の中頃には、政府補助金が導入された。それまで地方自治体の財源は、財産税だけであったが、1860年に政府補助金（ウイスキーに課税して、その収入を刑務所の経費に充てた。）が初めて導入された。中央政府が自治体に補助金を出して政府の求める仕事をさせるシステムが作られ、中央政府による地方政府の統制が始まったのである。

地方団体は、19世紀にはこれら政府補助金やレイトを背景に力を伸ばしたが、20世紀になると、多くのサービスを失うようになった。つまり、19世紀には、電気、ガス、市電、電話などあらゆるサービスが地方団体の仕事となっていたが、今世紀になって、それらが国営化されたのである。そして、国営化の後、民営化された。

地方団体の仕事のうち、保健サービスや低所得者援護などのように中央政府に移ったものがある一方で、地方団体の仕事として残ったものは、今世紀に入って、そのサービスの範囲を拡大していった。残った仕事には「福祉国家」に関連するものが多く、特に、教育、児童福祉、高齢者福祉など個人対象の社会福祉が拡大した。例えば、20世紀初頭には就学者数は少なく、それも5歳から10歳までであったが、今では5歳から16歳までが義務教育となっている。こうしたサービスの拡大に伴って、地方団体の支出は増大し、対象人口

の多い団体を援助する必要性が生じてきた。今世紀における政府補助金の考え方は、ここに端を発したものである。

福祉国家思想の拡大が、地方交付金の考え方の導入につながったのである。地方交付金は、地方団体間の公平を図り、支出とレイト収入との差を補填する意味を持つものである。現在では、中央政府から地方団体への地方交付金は、大規模で非常に洗練された仕組みを持つものとなっている。

2 近年の動向 -- コミュニティー・チャージの導入まで

1950年代から1970年代にかけて、中央政府はレイトを下げる目的で地方交付金を用いていたため、レイトは低下し、地方交付金は増加していった。しかし、1974年、大規模な地方団体構造改革と時を同じくして、オイル・ショックによる経済危機が生じた。このため、1974年度には、構造改革による新団体設立のためのコストと光熱水費の増加により、地方税の調定額は、前年度の実に30%増となったのである。それまでの対前年増加が5%にもならなかったことを見れば、これがどれほどの大增税であったかが理解できよう。それ以後、財産税制度及び地方財政制度の改革が論議されるようになった。

1976年のレイフィールド委員会の報告では、地方政府の一層の独立を図るために、地方所得税を新設してより大きな財源を確保することが提案されている。しかし、当時の労働党政権下でも、その後の保守党政権下でも日の目を見ていない。

1979年、サッチャー政権になると、次々と地方政府改革法案が成立した。まず、1981年以降の補助金の改革である。それまでは、地方政府の支出の増加に応じて、中央政府からの補助金が増加する仕組みであったが、この改革で中央政府が妥当とする支出額を超えた場合には、補助金が減額されるようになった。補助金の減額は、キャッピングの制度の下では、直ちに地方税の増額を意味するから、地方政府としては、歳出予算を減額せざるを得なくなる。また、1985年度から、キャッピングが導入され、中央政府により、地方税額の上限が抑制されるようになった。さらに、1986年には、大ロンドン県と六つの大都市圏が廃止され、1987年に強制競争入札が導入された。このように、地方政府の支出抑制の試みがなされたが、その効果は支出の伸び率を抑制したにとどまった。すなわち、1970年代には、3～5パーセント超だった伸び率が、1979年以降、1、2パーセントに抑えられたのである。1990年に、ポール・タックス（人頭税）が導入された。ポール・タックス（人頭税）は、1981年から検討が始められ、1986年に提案がなされ、4年の準備期間を経て導入されたものである。しかし、国民の反感は強く、ついにはサッチャー政権退陣の要因となった。

3 最近の動向 -- カウンシル・タックスの導入以降

1970年代から1990年度にかけて、地方財政は弱体化してきたが、その大きな要因として忘れてならないのは、ポール・タックス（人頭税）の導入とともに行われた非居住用資産に対するレイトの国税化である。このレイトは地方団体によって徴収されるが、徴収された税は中央政府にいったん納められ、中央政府がこれを地方政府に分配することになったのである。これにより、1990年以降、地方団体の自主財源比率は、それまでの50パーセントから25パーセントまで低下した。さらに、1991年には、ポール・タックス（人頭税）の不評を少しでも回復しようと地方政府に対する新たな補助金が導入されたので、自主財源比率は20パーセントまで低下した。

1990年、ポール・タックスの廃止を公約とするメジャー政権が成立し、約2年の準備期間を経て、1993年4月からカウンシル・タックスが導入された。この新税は、広い意味で財産税の一種であり、資産を八つの価格帯に分類して課税額を決定するものである。最も高い価格帯の大邸宅は、GかHの価格帯であり、小さい家ならば、AかBである。各々の資産の価格帯は、その売価に基づいている。また、単身者については、税額が25パーセント減額される。この減額の仕組みは、ポール・タックス（人頭税）の名残とも言うべきものである。

ポール・タックス（人頭税）の擁護論者は、そのレイトの不公平さを次のように指摘した。つまり、同価値の家に住んでいれば、単身の老人も、4人で働いている一家も同額の税金を払わなければならない、と。そこで、ポール・タックスでは、この場合、後者は前者の4倍の税金を払うこととした。が、これに対しては、収入や所有資産の差異が税額に全く反映されていない、との反対論が強かった。

1993年4月、カウンシル・タックス導入時点でのポール・タックス（人頭税）の未払額は、20億ポンドであり、現在でもその半分以上は未払のままであろう。今まで高い徴税率を誇っていた英国にとっては、これは異常なことである。未払額は、都市部で特に多くなっているが、地方団体にとって、納税者の所在を確認したり追跡したりすることが困難なのがその理由であろう。

ポール・タックス（人頭税）の時とは異なり、カウンシル・タックスは無事に導入されたが、その理由としては、

- 1 中央政府による地方団体の歳出抑制が効を奏し、導入時点で地方団体の歳出が抑えられていたこと
- 2 導入の年の公務員の給料の上昇が制限されたこと
- 3 ポール・タックス導入時点で損をした者は、中間所得層、いわゆる「浮動票者」で

あり、政策の変化がすぐに選挙に反映されたが、カウンシル・タックス導入時点で損をした者は、ごく一部の富裕者であったことが挙げられる。

カウンシル・タックスは、地方政府の経常収入の20パーセントにすぎない。このように自主財源率の低い税構造において、長い目を見た場合、カウンシル・タックスは果たして良い税制度と言えるか、疑問がある。

4 短期的視点からの問題点

自主財源比率が低いということは、中央政府の補助金とその配分が、地方政府にとって、極めて重要であるということである。中央政府補助金は、歳出必要額に応じて分配されるが、それは、標準支出評価（Standard Spending Assessment SSA）により計算される。標準支出評価は、地方団体と協議の上、毎年中央政府が計算するものである。

標準支出評価は、教育、社会福祉、警察、消防、高速道路、資本支出などの分野で別々に計算されるが、以下の理由で重要度を増してきている。

その第1は、ギアリングである。経常収入の80パーセントは国庫補助金で固定されていて、支出を1パーセント増やそうとすると、自主財源から賄わなければならない、この場合、自主財源の増加率は5パーセントにも及ぶことになる。これをギアリング（てこ）と言う。

その第2は、標準支出評価が毎年計算し直されるために、中央政府補助金額が毎年上下してしまう、ということである。これが地方税額に跳ね返るので、歳出額の決定に関与しない特別団体にとっては大きな問題である。

第3に、標準支出評価が地方政府の歳出抑制の基礎として使われていることである。かつて標準支出評価は、補助金の配分額決定のために使われていたが、近年、各地方団体の歳出限度額の提示に使われているのである。

第4の問題として、補助金維持学校（Grant Maintained School、GM学校）が挙げられる。補助金維持学校とは、地方政府の管理から離れ、中央政府の補助金により運営されるようになった学校を指すが、この補助金額の決定に標準支出評価の教育の部が使われているのである。

第5に、現在、英国では、地方団体の構造改革が進行中であるが、新しい地方団体ができ、ある団体が廃止されるという状況では、標準支出評価の適切な計算が望まれるところである。

標準支出評価についての地方団体の不満の第一は、標準支出評価が公正さに欠けるということである。標準支出評価が各団体の需要を正確に反映していないために、補助金額が十分でないというわけであるが、しかし、「初めに総額ありき」の考え方がとられている

こと、つまり、所与の補助金総額を配分するために、その手段として標準支出評価があるということを考えれば、これは仕方のないことであろう。近年は、標準支出評価が歳出抑制の道具に使われているために、地方団体の歳出額が標準支出評価に近づいてきている、ということであり、標準支出評価が変化すると歳出額も連動して変化するという実態がある。中央政府は地方団体の歳出の伸びをゼロかマイナスにしようとしており、1995年度のイングランド、ウェールズ、スコットランドの地方団体の歳出総額は、名目でもわずかな伸びにとどまり、実質ベースでは、1、2パーセントの低下となっている。

5 RSG（地方交付金） -- 1995年度決定額

地方交付金の決定は、標準支出評価により行われている。1995年度の地方政府の歳出額は名目で0.5パーセントの増であるが、中央政府の補助金は、若干減少している。つまり、中央政府は、歳出の0.5パーセント増を認める一方で、補助金を削減した訳である。その結果、当然のこととして、カウンシル・タックスは、実質6パーセント増加した。インフレ率が2.5～3パーセントであるから、歳出抑制が厳しかったにもかかわらず、カウンシル・タックスの増加率は、インフレ率の2倍以上であったのである。これは、カウンティ、ロンドン区、大都市圏ディストリクトを通じて、同じ状況である。地方団体の中には、積立金を取り崩したところもある。いずれにせよ、急激な歳出額の変化に対応するのは、地方団体にとって厳しいことである。

中央政府は、このように地方団体の歳出を抑制しようとしているが、一方で、環境保護などの新しい事務を地方団体に付加しているので、地方団体の法定事務が毎年増加している。

また、人口構造の変化が地方団体の歳出を増加させている。イングランド、ウェールズ、スコットランドでは、学齢期の子供の数が増加しており、一方で、寿命の伸びに伴い保護の対象となる高齢人口も増加してきている。地方団体は、その責任が増加の一途をたどり、歳出が抑制されるという厳しい現実に直面しているのである。

6 RSG（地方交付金）に対する地方団体の対応

地方団体は、地方交付金や歳出抑制といったシステムについて不公平であると言っており、地方団体協会は、不当に圧迫されていると不満を言っている。しかし、大蔵省は、これらの不満を完全に無視してきている。確かに、地方政府は、歳出の抑制をうまくやりくりしているようにも見えるのである。毎年、中央政府が地方政府の歳出額と補助金額を決定した時は、地方政府からあまたの不満が唱えられるが、それも段々と収まり、結局何とかやりくりしてしまうのである。したがって、結局は、地方政府が地方交付金や歳出抑制

といった仕組みを機能させているようにしか見えないのである。1995年度も、地方団体の職員の給与は2～3パーセント増加しているが、歳出は1パーセント以下に抑制された。

歳入面から見ると、中央政府の補助金は減額されているから、カウンスル・タックスの平均伸び率5～6パーセントでは不十分のはずである。これは魔法とも言うべきものであり、中央政府から見れば、もっと地方政府を圧迫できるという確証を与えているようなものである。

このような状況の中で、今年の教育予算削減に対する学校や親からの反駁は、中央政府にとって予期しなかったものであった。大蔵省は、地方政府からの不満ならば政党間の見解の相違と言って片付けられたが、相手が学校関係者や親となるとそうもいかず、対応に苦慮したのである。したがって、来年度は地方団体に対して、もう少し寛大になるのではないかと考えられる。

7 中央と地方の予算の比較 - 地方政府は果たして公平に扱われているか？

中央政府の各省予算の対前年度増加率を1995年度ベースで見ると、以下のとおりである。それぞれの省については、比較のため、地方政府に類似の事務があるものを中央政府の予算書から抽出してある。

	'94対'95伸び率
教 育 省	+4.1%
ナショナル・ヘリテイジ（文化、芸術所管）	+2.0%
厚 生	+3.8%
内務省（警察、消防、法律、命令）	+2.4%
社 会 福 祉	+3.7%
統制勘定合計（地方政府を含む。）	+2.5%
地方政府総計	+0.05～+1.0%

中央政府の各部門が約2%～4%の対前年度伸び率を確保しているのに対し、地方政府は、0.5～1%の低い伸び率に抑えられており、圧迫を受けているのは明らかである。

8 S S A（標準支出評価）について

標準支出評価の計算方法は以下のとおりである。

（例）

児童一人の小学校教育費を1,500ポンドとし、当該団体の小学校児童数を30,000人とすれば、当該団体のS S A教育費は、

1,500ポンド/人 × 30,000人 = 45,000,000ポンド となる。

他の費目についても、それぞれの単位費用に、老人人口、道路延長などの測定単位を乗じて、費目ごとのSSAを計算する。その際、社会的な要素を反映させるために調整を行う。例えば、30,000人の児童のうち、5,000人については一定の社会的なニーズがあり、10,000人については他の社会的ニーズがあり、2,000人については、その他の社会的ニーズがあるというように分類する。これらのニーズは、貧困、共働きなどであり、それぞれ追加費用が加算される。小学校費以外に、16歳以上の生徒に対する教育費などを計算し、合計すると教育費が求められる。最後に、費目ごとの標準支出評価を総計すれば、当該団体の標準支出評価が求められる。

標準支出評価で使われる資料の変化は、直ちに地方交付金の配分に影響する。例えば、児童数は、1991年の国勢調査に基づいているが、英国では、国勢調査が10年ごとに1回行われるため、途中の年については推計によっている。たとえ標準支出評価の計算方法に変更がなくても、調査数値の変化は、標準支出評価の算定、地方交付金の配分に大きな影響を与えるのである。

標準支出評価の計算方法については、ここ数年大きな変更はなかった。今年度は、警察費、教育費及び消防費の標準支出評価に小さな変更があっただけである。その結果、すべての地方団体の標準支出評価は1、2パーセント上昇したにすぎなかった。ある自治体では、5～10パーセント上昇したり、また他の自治体では、2、3パーセント下落したりするということもあるのだから、今年度がいかに安定した年であったかがわかる。とにかく、SSAは、中央政府による歳出抑制にも補助金額決定にも関与してくるから、地方団体にとってきわめて重要であり、より実態に即した算定方法になるよう、地方団体は個々に、あるいは、結集して活発にロビー活動を行うのである。

1996年度においても、標準支出評価については、大幅な変更のないことが約束されている。英国では今後とも、引き続き、標準支出評価又はこれに類似したシステムが維持されていくであろう。

9 地方税の長期的展望

カウンシル・タックスは、今のところ高い徴収率を確保しており、国民から強い抵抗がないところから見ても、英国内に定着してきたと言えるであろう。ポール・タックス（コミュニティ・チャージ）には頑強に抵抗した労働党も、カウンシル・タックスには賛意を示し、政権交代があっても継続を約束している。しかし、労働党としては、次の2点の変更を検討しているのではないかと考えられる。

まず考えられるのは、カウンシル・タックスの価格帯の数を一つかそれ以上増やすことである。今の八つの価格帯の上下に追加するという案で、最高価格帯の住居に住んでいる

人には、さらに高い価格帯が適用され、最低の価格帯の家に住んでいる人には、さらに低い価格帯が適用されるということである。

もう一つ考えられるのは、現在、最高と最低の価格帯の比は約3対1であるが、それを約5対1にしようとするものである。しかし、国民の多くは、中間の価格帯に住んでいるから、大勢に影響はない。

環境省と大蔵省が考えているのは、地方団体の総収入に占めるカウンスル・タックスの割合を増やしていくことである。この意味するところは、中央政府の地方政府に対する補助金を毎年徐々に減額するということであるが、自主財源比率の増加はすなわち地方政府の自主性の増加を意味するから、地方政府の賛同は得られると考えられる。また、ギアリングも緩和されるであろう。

最近の低いインフレ率と住宅市場の低迷がカウンスル・タックス制度を支えているということもできる。仮に家屋評価を実施した1991年から同税を導入した1993年までの間に、家屋の価格が急変していたとすれば、導入の際には何らかの抵抗があったであろう。また、住宅価格の大幅な上昇があれば、家屋に関する再査定が行われることになるであろうが、現行法には再査定の規定はないのである。

10 地方財政の将来

近年の動向を見ながら、将来の見通しを述べてみよう。

地方政府も含め、公共支出額は、中央政府の見込み（3年先の見込み）よりもかなり急速に伸びている。現在の内閣は、5年の任期のうち、3年3か月を経過したところなので、総選挙が今年はないにしても、1997年5月までの間には、いずれは行われるであろう。総選挙を前にすると、えてして、中央政府は減税と公共支出の増額を行おうとするようである。少なくとも、1992年の総選挙のときはそうであった。各省の大臣は、選挙権者の支持を得ようと自分の省の予算増額にやっきとなり、大蔵省は、それを抑えようとする。また、野党もロビーグループも公共支出の増額を目指すから、大蔵省が唯一、歳出増加の食い止めに当たる訳である。

ここ4、5年のことだが、「生活の満足度」、「生活の満足度の欠如」についての議論が盛んになってきている。中間所得層を中心とする人々が、自らの生活状態、収入、家屋の価値等に不満を持っているというのである。失業率が高いことから来る生活の不安感が給与のベースアップ要求を抑えてしまっている、ということである。

しかし、1993年から1995年にかけて好況が続いているため、民間部門のベースアップ要求も強くなってきている。労働市場は、いわゆる一枚岩であるから、公共部門も民間部門のベースアップ要求に追随し、賃金を同一のベースにしておかなければならないのである。地方団体によっては、警察官や消防士の給料が民間部門の給料に連動しているところ

もある。したがって、1996年度、1997年度の公共部門のベースアップ要求は、以前にも増して強力なものとなるであろう。

また、総選挙の年（来年か再来年）には、歳出抑制があってもなお、地方政府の公共支出の大幅な増加が考えられる。来年度のキャッピングについては、今年（1995年）の12月に公表されるが、今年に比べれば、かなり緩いものになるのではないだろうか。今年の各団体のキャッピング率は、0.5パーセントから1パーセントであったが、来年は2パーセントくらいであろう。

11 地方政府の将来

サッチャー政権以降の地方財政に対する締付けにもかかわらず、公共支出の増加を求める声はなくならないであろう。なぜなら、英国はアメリカ合衆国と異なり、大多数の国民が政府に対し行政サービスを求める国だからである。

それでは、地方政府の将来はどのようになるであろうか。労働党政権になった場合に考えられる可能性をみてみよう。

第1は、キャッピングの廃止である。

これは、労働党が主張しているだけではなく、保守党の中でも議論がなされている。キャッピングは、1985年度から一部の地方自治体に、1991年度からはすべての自治体に適用されるようになったが、現政権は、キャッピングを労働党や自由民主党の支配下にある自治体に対して政治的な締付けをする道具としてのみ考えている向きがある。一方、保守党支配下の自治体からも、キャッピングがあると、本当に歳出を抑えている自治体とそうでない自治体との差がわからなくなってしまう、という反対論が出ている。以上のような実質的な理由から、保守党内でも、キャッピングの廃止が取りざたされているのである。この点については、同時に、常々なされている議論であるが、地方自治体は、独自に選挙を行い、選挙により権限を委任されている主体であるにもかかわらず、なぜ、法の範囲内で自由に事務を行えないのか、という憲法論議もあるのである。いずれにせよ、保守党か労働党かのどちらかがキャッピングを廃止するであろうが、また、廃止されなくても、労働党政権下になれば、何らかの変更が加えられることであろう。

第2には、現在国税である非居住用資産レイトを地方税に戻すことである。

実現すれば、地方政府の自主財源比率は、現在の20パーセントから、1990年以前のように45パーセントに回復するであろう。

第3には、選挙を毎年実施することである。

現行の地方選挙の仕組みでは、ほとんどの自治体で4年に1回統一地方選挙が行われている。そして、ロンドン以外のごく一部のディストリクトや大都市圏で、毎年全議員の3分の1を改選する仕組み、すなわち、4年のうち3年は選挙があり、3回の選挙ですべて

の議員が改選されるという仕組みを採っている。労働党の考えているのは、全自治体の3分の1で毎年選挙を行うということである。毎年選挙が行われれば、当該自治体は、歳出抑制に躍起となり、また、財政責任の明確化に努めるであろう、というのである。

第4には、「補助金維持学校」を地方政府の監督下に戻すことである。

この点については、ブレア党首が灰色の発言をしているので何とも言えないが、補助金維持学校と地方団体直営の学校では、現在、運営資金の額が前者の方が多くなっているため、補助金維持学校を地方政府の監督下に戻すためには、運営資金の額に差がなくなるような仕組みを考察する必要があるだろう。

第5には、監査委員会の権限強化である。

監査委員会には、地方団体の事務が経済的、効率的、誠実に行われているかどうかを監督する責任がある。労働党の考えていることは、支出額が過小か過大である自治体に立ち入り、その理由を解明できるように、監査委員会に、より広範な介入権を与えようとするものである。こうすることによって、キャッピングが廃止された後も歳出を抑制し、地方税の増加を監視する手段にしようと考えているのではないか。

第6には、強制競争入札（CCT）を任意化することである。

サッチャー政権により導入された強制競争入札は、自治体の事務のかなりの部分を民間と競争させ、経費を抑えようとするものであるが、強制的である入札を任意的なものにしようとするものである。大変革のように聞こえるが、果たしてそうであろうか。労働党政権に替わり、法が修正され、現行の契約が終了するまでには、2、3年は要するであろう。その頃は、中央政権の中間期にはよくあることであるが、地方選挙の結果、多くの地方団体では国政野党である保守党が多数政党になっているであろう。そうなれば、保守党政権下の地方自治体では、強制競争入札を維持しようとするであろう。それが保守党の面目躍如であろうから。

第7には、地方団体の構造改革をさらに押し進めることである。

最近の新聞で、ウェールズ、スコットランド、ロンドンでの州政府設立の可能性が論じられていた。ブレア党首は州政府の考えからは後退しているが、仮に設立の方向になったとしたら、現在二層制を採っている地方団体では、二つのうちどちらか（カウンティかディストリクト）をなくさなければならないであろう。

以上、労働党政権になった場合の可能性を述べてきたが、労働党政権が連立政権の形を採った場合には、話が違ってくるであろう。例えば、自由民主党は、労働党に比べ州政府制により関心を持っているから、構造改革はより押し進められるであろう。また、自由民主党は常に地方所得税を念頭に置いているので、今の資産課税に所得課税の要素が加味されるような変更が考えられる。

歳出の面からは、そう大きな変化は見られないであろう。先日、ブレア党首がエリザ

ベス2世センターで英国（北アイルランドを除く。）内の労働党の地方自治体のリーダーを集めて語ったところでは、キャッピングが廃止されても、歳出を増加させることは、労働党のイメージの低下になるから認められない、ということであった。党首の保守性がうかがえる一幕であった。とにかく、政権が交代しても、地方政府の支出額が急に伸びることはありえないであろう。5～7年の中期的展望で言えば、今年と状況はそう変わらないであろうから、キャッピングがあろうとなかろうと歳出抑制が続き、より効率的な財政運営が望まれるところである。

ここ2、3年、スコットランド、ウェールズそしてイングランドの一部は、構造改革の波に洗われるであろう。標準支出評価については、何があろうとなくなることはないであろうが、内容の変更の要求は続くであろう。地方自治、地方財政の仕組みは、今後も複雑なものであり続けるだろう。過去15～20年間、地方税の改革に関する論議は数多くなされてきたし、また、地方政府の憲法上の位置付けについても議論されてきた。おそらく、地方政府は、今後、憲法により、今より大きな権能を付与され、地方税の財源も増大するであろう。これらは、すべて可能性の問題であり、中央政府の統治体系に大きな変化が起ることである。今までの歴史を振り返っても、そのような大変化はそれほどたくさんあったわけではないから、しばらくは今の混乱状態が続くだけであろう。つまり、現在取りざたされている地方所得税や地方売上税、地方雇用税などの実現性は薄いであろう。ただ一つ考えられるのは、税源としてはそれほど大きくない新税の導入である。例えば、観光に賦課される税、道路税（これは、道路の混雑や公害対策としてであるが）、環境税といったものが考えられる。

次に、地方政府の将来像を述べてみたい。

1970、80年代と財政上の中央政府と地方政府の関係は、非常に悪かった。が、現在はかなり回復してきている。政治的に高度に相反する関係にある中央と地方の関係の中で、中央政府の各省と各地方団体が良い関係にあるということである。これは、各大臣が地方政府に歩み寄ってきているおかげでもあるし、皆、衝突にうんざりしてきたせいかもしれないし、また、地方政府が重要なものであり、地方政府にこそ、国の未来がある、という認識からかもしれない。未来と言うとき、地方財政制度の強化を念頭においてのことであるが、急激な変化によるのではなく、徐々に変更していくことが必要であろう。

付録 地方財政にかかる法律について（1979年～1992年）

1979年、サッチャー政権誕生以後、英国の地方財政は大きな変遷を遂げてきたが、その流れを一連の法律に即してまとめる。

1980年地方自治・計画・土地法(Local Government Planning and Land Act, 1980)

- ・直営現業部門(Direct Labour Organisations : D L O)は、民間部門との入札にかけなければ、一定規模以上の仕事ができなくなった。D L Oは、5%の利益を上げなければならず、職員数の削減、組織の効率化などに取り組まざるを得なくなった。
- ・地方団体の実支出額に比例して配分していたレイト援助交付金について、適切な水準を上回る支出にかかる交付金の配分比率を減ずることとした。
- ・地方団体は、他の団体と比較できるように、当該団体の様々な統計数値を公表しなければならなくなった。

1980年住宅法(Housing Act, 1980)

- ・一定の条件下での公営住宅の売却を義務化した。これは、持家志向を助長するものであり、保守党支持層の拡充をねらったものであると同時に、地方団体の仕事の大きな部分を占める住宅部門の力の、ひいては、地方団体の力の削減をねらったものである。

1982年地方財政法(The Local Government Finance Act, 1982)

- ・レイトの税率決定を年1回に制限して、年度途中の追加徴収を禁止した。
- ・地方団体の監査を任務とする監査委員会を新設した。この委員会は、地方団体の支出が、経済的、能率的、効率的に執行されているかについて、重点的に監査を行うこととされた。

1984年地方課税制限法(Rates Act, 1983)

- ・中央政府が特定の地方団体を指定して、歳出規模とレイト税率の上限の制限を定められることとなった。

1985年地方自治法(The Local Government Act, 1985)

- ・GLC(大ロンドン県)と大都市圏県が廃止された。

1986年地方自治法(The Local Government Act, 1986)

- ・レイト課税額を、毎年4月1日までに決定しなければならないことが定められた。
- *この年の緑書(国会などでの論議の材料とするための政府試案を述べた文書)で、コミュニティ・チャージの導入が提案された。

1988年地方財政法(The Local Government Finance Act, 1988)

- ・居住用資産にかかるレイトを廃止し、新たな地方税としてコミュニティ・チャージを、1989年からスコットランドに、1990年からイングランドとウェールズに導入することとした。

1992年地方自治法(The Local Government Act, 1992)

- ・コミュニティ・チャージを廃止し、カウンシル・タックスを1993年4月から導入することとした。